

平成 25 年 12 月 2 日

## 行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成 25 年 12 月から実施する下記 4 テーマの計画について公表します。

- 食育の推進に関する政策評価  
食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの観点から総合的に評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施
- 医師等の確保対策に関する行政評価・監視  
医師等確保対策の推進を図る観点から、国等による医師等確保対策の実施状況、医師等の勤務環境改善対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視  
国民の安全・安心を確保する観点から、道路交通安全対策のうち、自転車の利用ルールの周知と安全教育の実施状況、自転車通行空間の整備状況、自転車利用者の交通違反等に対する指導取締りの実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業に関する行政評価・監視  
事業の効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出削減に資する国庫補助事業を抽出して、温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の全体概要及び個別の補助事業の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 連絡先

## ＜食育の推進に関する政策評価＞

行政評価局法務・外務・文部科学等担当評価監視官室  
担当：仲里  
電話（直通）：03-5253-5449、FAX：03-5253-5457

## ＜医師等の確保対策に関する行政評価・監視＞

行政評価局厚生労働等担当評価監視官室  
担当：田中  
電話（直通）：03-5253-5453、FAX：03-5253-5457

## ＜道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視＞

行政評価局法務・外務・文部科学等担当評価監視官室  
担当：高橋、杉生  
電話（直通）：03-5253-5450、FAX：03-5253-5457

## ＜温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業に関する行政評価・監視＞

行政評価局農林水産・環境・防衛担当評価監視官室  
担当：大藪  
電話（直通）：03-5253-5439、FAX：03-5253-5443

## ＜行政評価局調査全般について＞

行政評価局総務課  
担当：高橋  
電話（直通）：03-5253-5407、FAX：03-5253-5412

# 食育の推進に関する政策評価

## 調査の背景

- 近年、国民の食生活における栄養の偏りや、肥満、生活習慣病の増加、食の安全の確保等様々な課題が指摘
- 食育基本法（平17法63）に基づき設置された食育推進会議（会長：内閣総理大臣）は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「食育推進基本計画」を策定し、関係府省庁において食育の推進に関する各種施策を展開



- 第1次食育推進基本計画（対象期間：平成18～22年度）において掲げられている数値目標9項目のうち、7項目が未達成
- 現在、第2次食育推進基本計画（対象期間：平成23～27年度）において、数値目標11項目を掲げて施策を実施



- 食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 食育の推進に関する政策の現状

- 食育の推進に関する各種施策の実施状況を把握

### 2 食育の推進に関する政策の効果の発現状況

- 各種施策の実施により、食育の推進に関する効果が発現しているか等を分析

## 主要調査対象

### 調査対象機関

内閣府、消費者庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

### 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

## 調査実施期間

平成25年12月～27年3月（予定）

# 医師等の確保対策に関する行政評価・監視

## 調査の背景

- 医師不足(平成22年の調査では約2.4万人不足)及び医師の地域間・診療科間偏在が顕在化
- 看護師等についても、平成27年に約1.5万人不足の見通し

- 国は、医師確保等のため、医学部の入学定員増を図るとともに都道府県に地域医療支援センターを設置。また、看護師等の定着促進・再就業支援等を実施
- しかし、医師等の確保は、引き続き喫緊の課題

- 医師等確保対策の推進を図る観点から、国等による医師等確保対策の実施状況、医師等の勤務環境改善対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 国及び都道府県における医師の確保対策の実施状況

- 医師不足状況等の把握状況、地域医療支援センターにおける事業の実施状況及び実施体制、関係機関との連携状況等を調査

### 2 国及び都道府県における看護師等の確保対策の実施状況

- 看護師等の需給の把握状況、離職防止対策、定着促進・再就業支援の実施状況、関係機関との連携状況等を調査

### 3 国及び都道府県における医師等の勤務環境改善対策の実施状況

- 医師等の負担軽減対策及び労働条件改善対策の実施状況等を調査

## 主要調査対象

### 調査対象機関

厚生労働省、文部科学省、総務省

### 関連調査等対象機関

都道府県、医師等養成施設(大学等)、医療機関、関係団体等

## 調査実施期間

平成25年12月～26年11月(予定)

# 道路交通安全対策(自転車安全対策)に関する行政評価・監視

## 調査の背景

- 自転車は、国民の身近な交通手段として、多様な利用者層に多様な用途で利用され、近年の健康志向等による利用ニーズの高まり
- 他方、自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透しておらず、危険な走行に対する社会的批判の高まり

- 関係府省は、自転車は車両であることの徹底を図る総合的な対策(平成23年10月警察庁交通局長通達)や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成24年11月国土交通省・警察庁)を策定
- 平成24年中の全交通事故約66.5万件のうち、自転車関連事故は約13.2万件で約2割を占め、割合は増加傾向、自転車対歩行者の事故は10年前の1.3倍

- 国民の安全・安心を確保する観点から、道路交通安全対策のうち、自転車安全対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 自転車の利用ルールの周知及び安全教育の実施状況

- 自転車の交通安全対策の推進状況、学校等における自転車安全教育の実施状況等を調査

### 2 自転車通行空間の整備状況

- 自転車道、自転車専用通行帯等の整備状況、普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しの実施状況等を調査

### 3 自転車利用者の交通違反等に対する指導取締りの実施状況

- 自転車指導啓発重点地区・路線等での自転車利用者に対する指導取締りの実施状況等を調査

## 主要調査対象

### 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会(警察庁)、国土交通省、文部科学省

### 関連調査等対象機関

都道府県・市町村(教育委員会を含む。)、都道府県公安委員会(都道府県警察)、関係団体等

## 調査実施期間

平成25年12月～26年9月(予定)

# 温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業に関する行政評価・監視

## 調査の背景

- 地球温暖化対策については、政府全体として毎年1兆円規模の予算を措置
- 京都議定書(注1)第1約束期間(2008年~2012年)については京都議定書の目標(注2)達成の見込み



- しかし、温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量は、京都議定書の基準年(1990年)と比べ増加
- 我が国は京都議定書第2約束期間(2013年~2020年)に参加しないものの、引き続き、地球温暖化対策に積極的に取り組む方針



- 事業の効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する国庫補助事業を抽出して、各事業の効果の発現状況や検証状況などを調査し、関係行政の改善に資するために実施

(注1) 1997年12月に京都で開催されたCOP3(気候変動枠組条約第3回締約国会議)において採択された議定書

(注2) 我が国は、温室効果ガスの総排出量を基準年(原則1990年)比で6%削減

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の全体概要

- 温室効果ガスの排出削減に資するものとして国が実施してきた補助事業について全体的な概要を調査

### 2 個別の補助事業の実施状況

- 事業の効果の発現状況・検証状況を調査
- 事業の費用対効果を調査
- 採択事業における法規遵守状況を調査

## 主要調査対象

### 調査対象機関

環境省、経済産業省、  
国土交通省、農林水産省

### 関連調査等対象機関

国庫補助事業者

## 調査実施期間

平成25年12月~26年11月(予定)

# 参 考 資 料

1	食育の推進に関する政策評価 . . . . .	1
2	医師等の確保対策に関する行政評価・監視 . . . . .	3
3	道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視 . . . . .	5
4	温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業に関する 行政評価・監視 . . . . .	6

## 第2次食育推進基本計画について

- 食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定(平成18年度から22年度まで)、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。

### ○新しい計画のポイント (前計画との主な違い)

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。
  - ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
  - ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
  - ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

### ○新しい計画の概要 (下線部は新規部分)

#### 【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

#### 【第2 食育の推進の目標に関する事項】(目標値:平成27年度までの達成を目指すもの)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》朝食+夕食 週平均9回⇒10回以上
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%  
⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加 《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 《現状値》50.2%⇒60%以上
- (6)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 《現状値》70.2%⇒80%以上
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》27%⇒《目標値》30%以上
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 《現状値》37.4%⇒90%以上
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 《現状値》40%⇒100%

#### 【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進 3. 地域における食育の推進(「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加)
4. 食育推進運動の展開 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加)
6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(「世代区分等に応じた国民の取組の提示(「食育ガイド」(仮称)の作成・公表)」の記述を追加)

#### 【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化 2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進(「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加)
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 5. 基本計画の見直し

## 第2次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

平成25年3月現在

	《第2次基本計画策定時の値》▷	《現状値》▷▷▷	《目標値（平成27年度）》
1. 食育に関心を持っている国民の割合	70.5%*1▷	74.2%*2▷▷▷	90%以上
2. 朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9回*1▷	週9.5回*2▷▷▷	週10回以上
3. 朝食を欠食する国民の割合	子ども : 1.6%*3 20歳代・30歳代男性 : 28.7%*5▷	子ども : 1.5%*4 20歳代・30歳代男性 : 32.4%*6▷▷▷	子ども : 0% 20歳代・30歳代男性 : 15%以下
4. 学校給食における地場産物を使用する割合	26.1%*7▷	25.7%*8▷▷▷	30%以上
5. 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	50.2%*9▷	55.7%*2▷▷▷	60%以上
6. 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合	41.5%*1▷	40.2%*2▷▷▷	50%以上
7. よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合	70.2%*1▷	73.0%*2▷▷▷	80%以上
8. 食育の推進に関わるボランティアの数	34.5万人*10▷	35.8万人*11▷▷▷	37万人以上
9. 農林漁業体験を経験した国民の割合	27%*12▷	31%*13▷▷▷	30%以上
10. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	37.4%*14▷	66.5%*2▷▷▷	90%以上
11. 推進計画を作成・実施している市町村の割合	40%*15▷	65.3%*16▷▷▷	100%

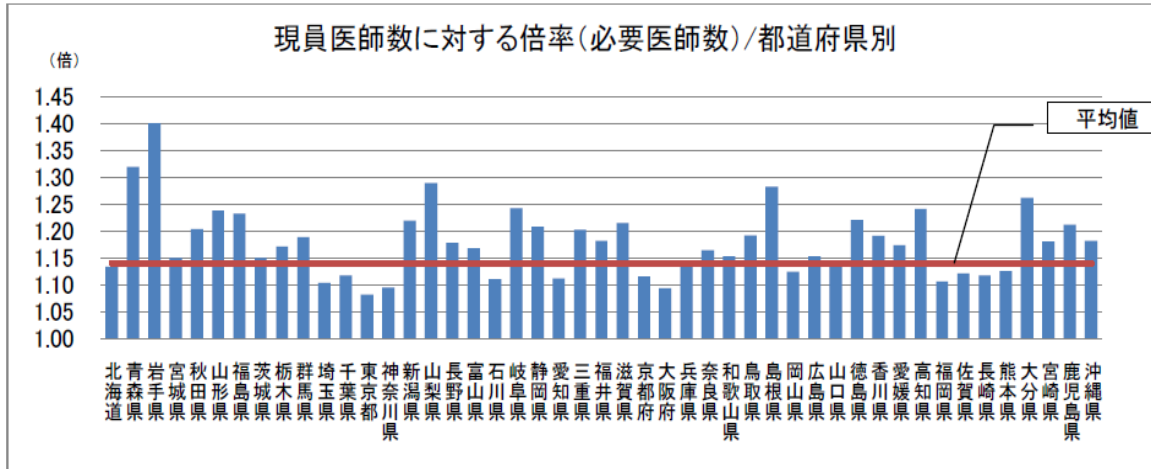
〈資料〉

- \*1 平成22年度 「食育の現状と意識に関する調査」(内閣府)
- \*2 平成24年度 「食育に関する意識調査」(内閣府)
- \*3 平成19年度 「児童生徒の食生活等実態調査」((独)日本スポーツ振興センター)
- \*4 平成22年度 「児童生徒の食事状況等調査」((独)日本スポーツ振興センター)
- \*5 平成20年 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)
- \*6 平成23年 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)
- \*7 平成21年度 (文部科学省学校健康教育課調べ)
- \*8 平成23年度 (文部科学省学校健康教育課調べ)
- \*9 平成21年度 「食育の現状と意識に関する調査」(内閣府)
- \*10 平成21年度 (内閣府食育推進室調べ)
- \*11 平成23年度 (内閣府食育推進室調べ)
- \*12 平成22年度 「『食事バランスガイド』認知及び参考度に関する全国調査」(農林水産省)
- \*13 平成24年度 「食生活及び農林漁業体験に関する調査」(農林水産省)
- \*14 平成22年度 「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)
- \*15 平成22年度 (内閣府食育推進室調べ)
- \*16 平成24年度 (内閣府食育推進室調べ)

(注)「平成24年度食育推進施策」(食育白書)から抜粋した。



○ 「病院等における必要医師数実態調査の概況」(平成 22 年 9 月 29 日厚生労働省)(抜粋)

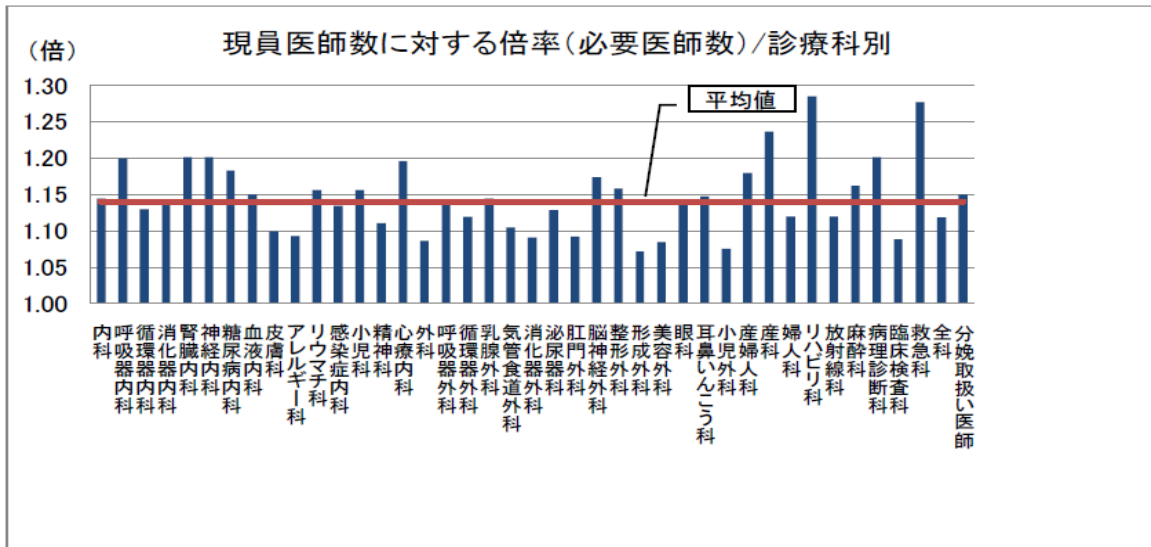


(注 1) 平成 22 年 6 月 1 日現在で、全国の病院及び分娩取扱い診療所(10,262 施設)を対象に全国統一的方法により、各医療機関が必要と考えている医師数を調査したもので、結果は、医療機関から提出された人数をそのまま集計している。

(注 2)

現員医師数：調査時点において、医療機関に従事している初期臨床研修医以外の医師数を常勤換算したもの

必要医師数：地域医療において、現在、医療機関が担うべき診療機能を維持するために確保しなければならない医師数



# 第七次看護職員需給見通し

医師等の確保対策に関する  
行政評価・監視 資料2

\*需給見通しに基づいた看護職員の確保を図るため、看護職員確保に資する基本的資料として、平成23年から平成27年までの5年間の看護職員需給見通しを平成22年12月に策定。

\*看護職員需給見通しを着実に実施していくため、「定着促進」、「再就業支援」、「養成促進」などの看護職員確保等について一層の推進を図ることが必要不可欠。

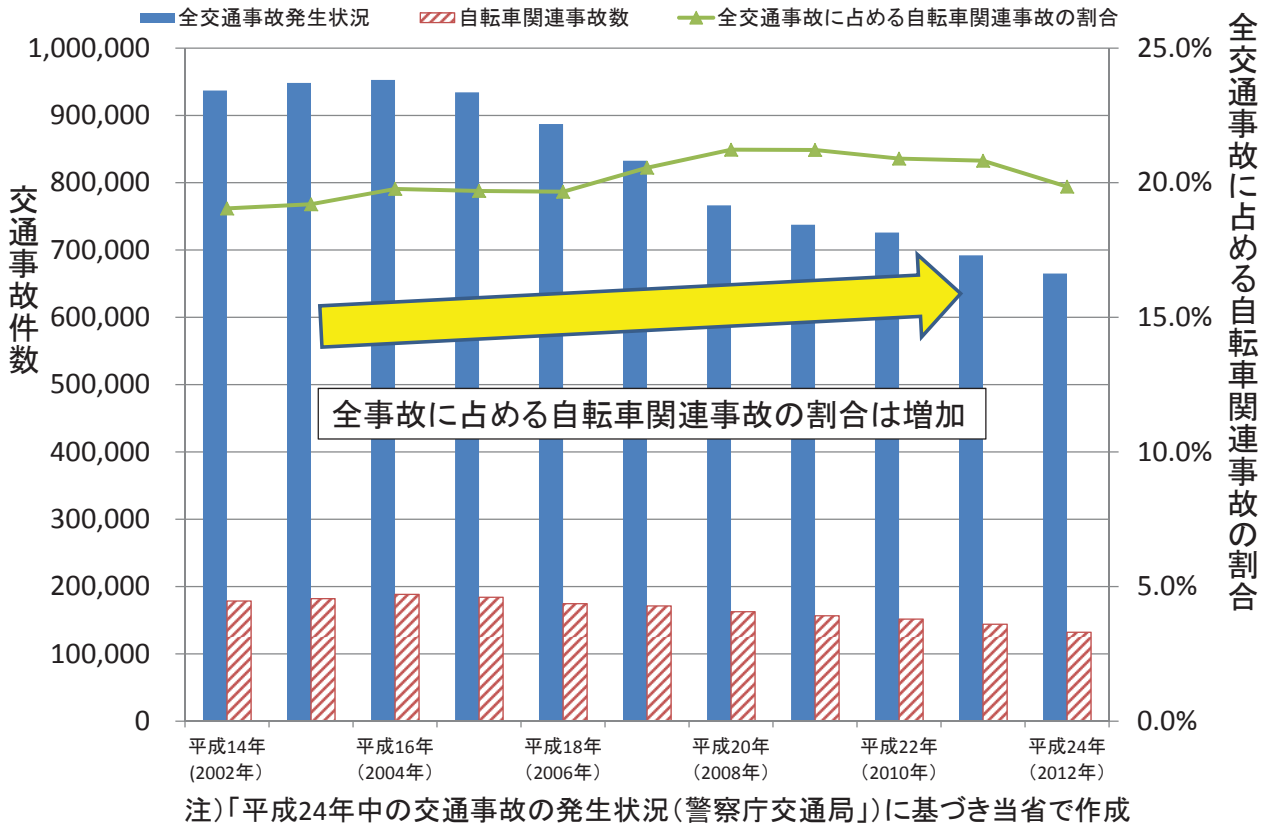
(単位：人、常勤換算)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需 要 見 通 し	1,404,300	1,430,900	1,454,800	1,477,700	1,500,900
① 病 院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
② 診 療 所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③ 助 産 所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤ 介 護 保 険 関 係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥ 社会福祉施設、在宅 サービス(⑤を除く)	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦ 看 護 師 等 学 校 養 成 所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧ 保 健 所 ・ 市 町 村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨ 事業所、研究機関等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
供 給 見 通 し	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300	1,486,000
① 年 当 初 就 業 者 数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
② 新 卒 就 業 者 数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③ 再 就 業 者 数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④ 退 職 等 に よ る 減 少 数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差	56,000	51,500	42,400	29,500	14,900
(供給見通し/需要見通し)	96.0%	96.4%	97.1%	98.0%	99.0%

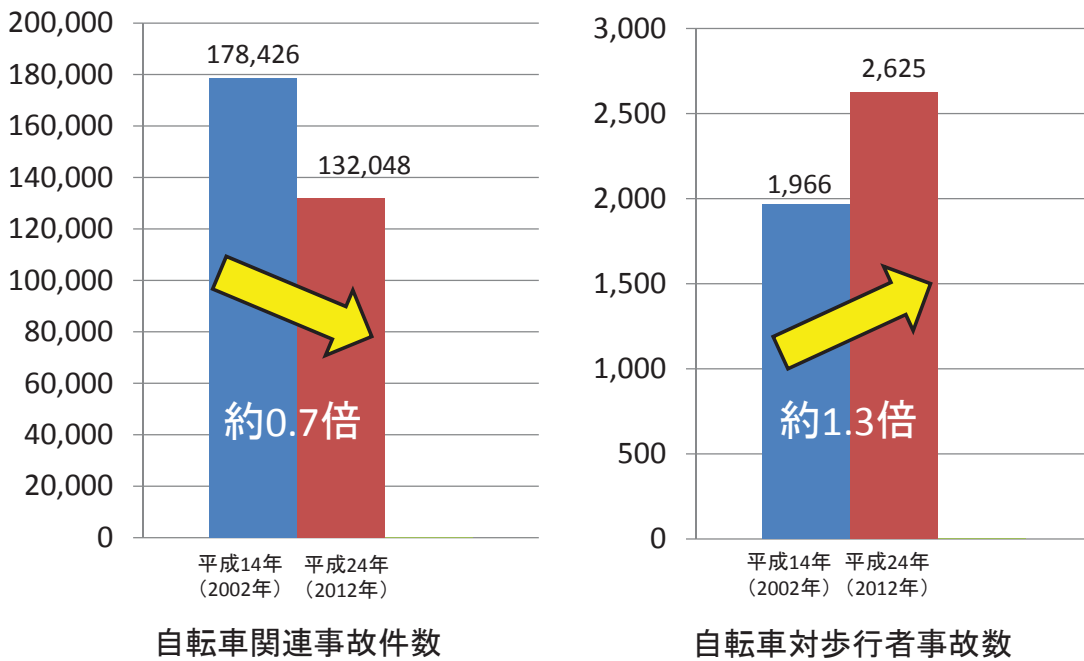
注) 四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

4 ※「第33回社会保障審議会医療部会」(平成25年10月4日)の厚生労働省資料から抜粋

## 自転車関連事故の推移



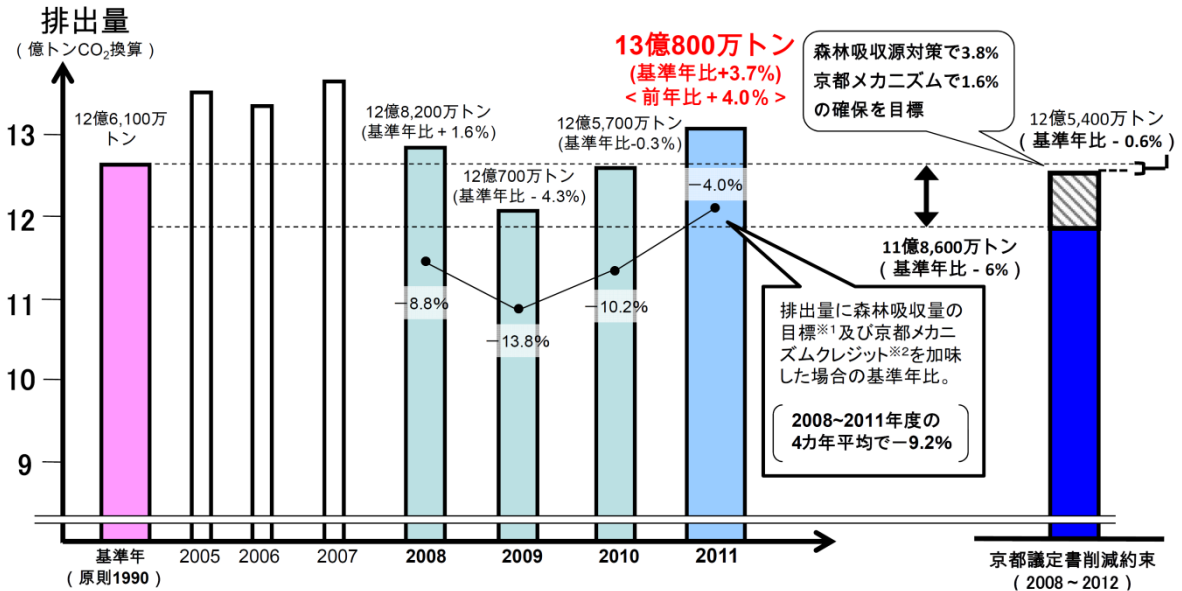
## 自転車対歩行者事故に関する近年の傾向



注)「平成24年中の交通事故の発生状況(警察庁交通局)」に基づき当省で作成

① 我が国の温室効果ガス排出量

2011年度における我が国の排出量は、基準年比+3.7%、前年度比+4.0%  
 森林吸収量の目標<sup>※1</sup>と京都メカニズムクレジット<sup>※2</sup>を加味すると、  
 京都議定書第一約束期間の4年平均（2008～2011年度）で基準年比-9.2%



(注) 「2011年度 (平成23年度) の温室効果ガス排出量 (確定値) <概要>」 (環境省・独立行政法人国立環境研究所公表資料) による。

② 温室効果ガスの排出量の基準年 (1990年) との比較

	京都議定書の基準年 [シェア]	2011年度 (基準年比) [シェア]
合計	1,261 [100%]	1,308 (+3.7%) [100%]
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,144 [90.7%]	1,241 (+8.4%) [94.9%]
エネルギー起源	1,059 [84.0%]	1,173 (+10.8%) [89.7%]
非エネルギー起源	85.1 [6.7%]	67.6 (-20.5%) [5.2%]
メタン (CH <sub>4</sub> )	33.4 [2.6%]	20.3 (-39.2%) [1.6%]
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	32.6 [2.6%]	21.6 (-33.7%) [1.7%]
代替フロン等3ガス	51.2 [4.1%]	25.1 (-50.9%) [1.9%]

(単位: 百万t-CO<sub>2</sub>換算)

(注) 「2011年度 (平成23年度) の温室効果ガス排出量 (確定値) <概要>」 (環境省・独立行政法人国立環境研究所公表資料) に基づき当省が作成した。